

監査報告第5号  
平成27年(2015年)1月23日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥  
同 窪 田 もとむ  
同 勝 木 勇 人  
同 三 浦 英 三

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 1 定期監査 (事務監査)   | 3 出資団体等監査           |
| 市長政策室 政策企画部     | 札幌市森林組合             |
| 改革推進部           | 公益財団法人 札幌市芸術文化財団    |
| 総務局 行政部         | 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会   |
| 職員部             | 一般社団法人 札幌市医師会       |
| 東京事務所           | 公益社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会 |
| 財政局 税政部 北部市税事務所 | 公園緑化協会・中島公園コンソーシアム  |
| 東部市税事務所         | 公園緑化協会・川下公園コンソーシアム  |
| 環境局 みどりの推進部     | 稲積公園グループ            |
| 円山動物園           | 北のふるさとNグループ         |
| 教育委員会 中央図書館     |                     |
| 市立学校            |                     |
| 2 定期監査 (工事監査)   |                     |
| 建設局 土木部         |                     |
| 都市局 建築部         |                     |
| 中央区 土木部         |                     |
| 西区 土木部          |                     |
| 手稲区 土木部         |                     |

# 出資団体等監査

# 平成26年度出資団体等監査報告書

## 監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	公の施設 指定管理者	財政援助 団体
札幌市森林組合		○		
公益財団法人札幌市芸術文化財団		○	○	○
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会			○	○
一般社団法人札幌市医師会			○	○
公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会			○	
公園緑化協会・中島公園コンソーシアム			○	
公園緑化協会・川下公園コンソーシアム			○	
稲積公園グループ			○	
北のふるさとNグループ			○	

※ 公益財団法人札幌市公園緑化協会については、行政監査（並行監査）として出資等に係る監査を実施している

## 監査の範囲

主として平成25年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

## 監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

## 監査の期間

平成26年9月3日から同年12月17日まで

## 監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

## 1 出資団体監査

### (1) 収入金額算定の基礎となる事項の確認を適切に行うべきもの

【公益財団法人札幌市芸術文化財団】

札幌市芸術の森美術館のミュージアムショップにおける商品販売に当たり、その取引条件等について、商品の取扱業者との間で文書による事前の取り決めがなされていないものや、取り決め文書を交わしていても、その記載内容が不十分なもの等が多く見られた。

当該条件等は、販売収入の金額算定の基礎となる重要事項であり、当法人と取扱業者との間での合意内容を明確にしないまま販売を開始することは適切を欠くことから、チェック体制を整備のうえ、適切に確認を行われたい。

### (2) 法人の組織管理について（意見）

【公益財団法人札幌市芸術文化財団】

先日、当法人が事務局となり運営しているサッポロ・シティ・ジャズ事業について、これに携わる職員に職務上の服務規律違反があったことが判明し、この職員を懲戒解雇するという発表があった。

このような不祥事が起きた原因としては、職員における服務規律に対する意識の不徹底や、法人内部での事務のチェック機能の不十分さ等が考えられる。

今後は内部におけるチェック体制の強化を図るとともに、職員に対し、服務規律を徹底させるなど、業務の改善と再発の防止に努められるよう要望する。

## 2 公の施設指定管理者監査

### (1) 収支決算報告書を正しく作成すべきもの

【北のふるさとNグループ】

所管局に対し毎年度末提出する収支決算報告書について、金額等の細かな誤りが多数見受けられた。収支決算報告書はその年度の収支状況等を正確に計上すべきであることから、正しく作成されたい。

### (2) 観覧料について市長の承認を受けるべきもの

【公益財団法人札幌市芸術文化財団】

芸術の森屋内美術館における特別展の観覧料については、札幌市都市公園条例により「1,500円の範囲内でその都度市長が定める額」とされているが、平成25年度の特別展観覧料については、市長の承認を受けていなかった。

条例に従い、適切な事務を執行されたい。

**(3) 備付物件利用料金の設定に当たり市長の承認を受けるべきもの**

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

札幌市社会福祉総合センター条例及び同施行規則(以下、「条例等」という。)では、札幌市社会福祉総合センターを指定管理者が管理する場合、利用料金の額は市長の承認を得て定めることとなっている。

当法人の設定している備付物件利用料金は、札幌市社会福祉総合センター条例施行規則別表に定める金額と同額であるが、この額について、市長の承認を得ていない。条例等の定めに従い、適正に処理されたい。

**(4) 現金の適正な管理を行うべきもの**

【公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会】

母子寡婦福祉センターにおける小口現金の管理については、現金の出納状況をパソコン上の会計ソフトを用いて記録している。しかし、日々の現金残高を確認照合した帳簿や記録が作成されておらず、月末時点に行うべき月計の確認記録もない月がみられた。

また、しらぎく荘においては、経理規定において「入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく、収入後7日以内に金融機関に預け入れなければならない」と定められているにもかかわらず、雑収入として受領した現金を小口現金に加えている事例が見られた。

現金の管理状況としては適切ではないため、その適正な管理を行われたい。

**(5) 公園管理事務所における利用料金收受の取扱いについて改善すべきもの**

【北のふるさとNグループ】

伏古公園管理事務所における利用料金の收受に当たり、收受すべき金額、未収となる金額及び還付を要する金額、それぞれに関し、收受する係員が集計した結果について、他の職員による確認がなされていなかった。

集計誤りの発生等に備えたチェックがなされるよう、改善されたい。

**(6) 運動浴室の利用案内について（意見）**

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

札幌市社会福祉総合センターには運動浴室が設置されており、使用を承認する団体は抽選会（年4回開催）により選定している。

抽選会の周知は、利用中の団体及び利用に関する問い合わせのあった団体のみを対象としているが、当法人の発行するパンフレット及び管理するホームページには、運動浴室に関して「高齢者や身体に障がいのある方の機能回復訓練の場として、グループ単位でご利用になれます」という説明があるのみで、申込方法や抽選会の有無などの詳しい案内がなく、広く一般に周知されているとは認めがたい。

公の施設の利用に当たり、平等利用の原則が確保されるよう、周知方法の改善を要望する。

### 3 財政援助団体監査

#### (1) 助成金交付等に係る事務を適正に行うべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

当法人では、各区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）に対し、事業費及び事務費として助成金を交付している。

交付額の約8割に札幌市からの補助金が充当されており、交付等の事務処理に当たっては、区社会福祉協議会助成要綱の厳格な運用が求められるが、以下のような不適正な事例がみられたことから、適正な事務の執行に努められたい。

ア 助成金の交付決定に当たり、区社協に対し、区社協事業助成金交付申請書及び関係書類の提出を義務付けているが、これらを提出させておらず、審査を経ることなく決定、交付を行っているもの

イ 助成金額を確定させるため、区社協に対し、区社協事業決算書の提出を義務付けているが、これを提出させておらず、審査を行っていないもの

#### (2) 郵便切手の保有数を見直すべきもの

【社会福祉法人札幌市社会福祉協議会】

郵便切手は受払簿により管理しているが、使用数を大幅に上回る枚数が保管されていた。

事故防止の観点から、使用数を考慮した適正な保有数となるよう改善されたい。

## 参 考

### 監査対象団体の概要

#### 1 出資団体監査

##### (1) 札幌市森林組合（所管：環境局みどりの推進部）

この法人は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的に、昭和17年豊平町森林組合として設立され、その後、昭和36年に豊平町が札幌市と合併したために札幌市森林組合となったものである。

札幌市は、この法人に対し、303万円（出資比率35%）の出資を行っている。

#### 平成25年 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	76,286
	経 常 費 用 B	81,384
	経 常 △ 損 益 C=A-B	△ 5,097
	特 別 △ 損 益 D	0
	法 人 税 等 E	127
	法 人 税 等 調 整 額 F	0
	当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F	△ 5,225
	前 期 繰 越 利 益 H	2,394
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	△ 2,831
財 政 状 態 (平成25年12月31日現在)	流 動 資 産 J	36,020
	固 定 資 産 K	20,614
	資 産 合 計 L=J+K	56,634
	流 動 負 債 M	2,715
	固 定 負 債 N	7,948
	負 債 合 計 O=M+N	10,663
	出 資 金 P	8,532
	剰 余 金 Q	37,439
純 資 産 合 計 R=P+Q	45,971	
負 債 及 び 純 資 産 合 計 S=O+R	56,634	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までである。

##### (2) 公益財団法人札幌市芸術文化財団（所管：観光文化局文化部）

この法人は、札幌からの新しい芸術文化の創造を目指し、芸術文化に関し、広く一般に、参加と鑑賞の機会を提供するとともに、優れた創作活動の奨励

を図り、もって市民の豊かな情操の涵養と我が国の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

札幌市は、この法人の基本財産総額8,121万円のうち、4,060万円（出資比率50.0%）を出資している。

また、札幌市は、平成25年度においてこの法人が行う文化芸術振興事業に合計3,630万円の補助金を交付するとともに、札幌芸術の森及び本郷新記念札幌彫刻美術館、札幌市民ギャラリー、札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館における公の施設の管理に要する経費として、14億2,404万円を支出している。

### 平成25年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A	2,143,127
	(うち札幌市からの補助金)	(36,301)
	(うち札幌市からの委託料)	
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(1,424,047)
	(うち公の施設の利用料金)	(424,298)
	経常費用 B	2,137,998
	経常△増減額 C=A-B	5,218
	経常外△増減額 D	△ 437
	法人税等 E	120
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	4,571
	一般正味財産期首残高 G	501,368
	一般正味財産期末残高 H=F+G	505,939
	当期指定正味財産増減額 I	△ 1,733
指定正味財産期首残高 J	934,079	
指定正味財産期末残高 K=I+J	932,345	
正味財産期末残高 L=H+K	1,438,285	
財政状態 (平成26年3月31日現在)	流動資産 M	726,095
	固定資産 N	1,132,532
	資産合計 O=M+N	1,858,627
	流動負債 P	325,793
	固定負債 Q	94,548
	負債合計 R=P+Q	420,342
	指定正味財産 S	932,345
	一般正味財産 T	505,939
	正味財産合計 U=S+T	1,438,285
負債及び正味財産合計 V=R+U	1,858,627	

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。  
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までである。

## 2 公の施設指定管理者監査

### (1) 公益財団法人札幌市芸術文化財団

団体の概要については、1(2)参照

#### 平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌芸術の森・ 本郷新記念札幌彫刻美術館	581,591,000	40,863,754	観光文化局 文化部
札幌コンサートホール	555,318,000	203,764,681	
札幌市教育文化会館	228,521,000	160,232,800	
札幌市民ギャラリー	58,617,000	19,637,130	
合計	1,424,047,000	424,498,365	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

### (2) 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

この法人は、札幌市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域社会の推進を図ることを目的として昭和39年に設立されたもので、社会福祉事業の企画及び実施、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などの事業を行っているほか、札幌市は、平成18年度から公の施設である札幌市社会福祉総合センター及び札幌市ボランティア研修センターの管理運営をこの法人に行わせている。

札幌市は平成25年度、法人の運営に係る経費等に対し、総額6億2,690万円の補助金を交付するとともに、公の施設の維持管理に要する経費として、総額1億1,581万円の管理費用を支出している。

#### 平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市社会福祉総合センター	95,100,000	6,306,532	保健福祉局 総務部
札幌市ボランティア研修センター	20,715,000	2,100,241	
合計	115,815,000	8,406,773	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

### (3) 一般社団法人札幌市医師会

この法人は、札幌市内の開業医、勤務医を会員として、医道の昂揚、医学医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として、昭和22年に設立されたものである。

主な事業は、市民に対する健康診査等、救急医療機関制度運営事業、会員の福祉共済事業、夜間急病センターの管理運営などである。

札幌市は平成25年度、この法人の事業に係る経費に対し、二次救急医療機関制度運営事業など13事業に、総額3億8,168万円の補助金を交付している。また、公の施設である札幌市夜間急病センターの管理運営に要する経費として、7億8,353万円を支出している。

#### 平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市夜間急病センター	783,532,000	—	保健福祉局 保健所
合 計	783,532,000	—	

(注) 指定管理期間は平成24年度から平成27年度までである。

#### (4) 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会

この法人は、札幌市内における母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な事業を行い、母子寡婦の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和45年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市母子寡婦福祉センター及び母子生活支援施設札幌市しらぎく荘の管理運営を平成18年度からこの法人に行わせており、平成25年度は、その維持管理に要する管理費用として、総額6,900万円を支出している。

#### 平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市母子寡婦福祉センター	29,981,000	—	子ども未来局 子育て支援部
札幌市しらぎく荘	39,024,140	—	
合 計	69,005,140	—	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

#### (5) 公園緑化協会・中島公園コンソーシアム

この団体は、中島公園・豊平川緑地(南7条・南9条・南22条)を管理する指定管理者となることを目的として、平成21年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である中島公園・豊平川緑地(南7条・南9条・南22条)の維持管理を平成22年度からこの団体に行わせており、平成25年度は、その維持管理に要する管理費用として5,937万円を支出している。

### 平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
中島公園・豊平川緑地 (南7条・南9条・南22条)	59,370,000	12,243,045	環境局みどりの推進部
合計	59,370,000	12,243,045	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

#### (6) 公園緑化協会・川下公園コンソーシアム

この団体は、川下公園・北郷公園・もつき公園・豊平川緑地(米里地区)を管理する指定管理者となることを目的として、平成21年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である川下公園・北郷公園・もつき公園・豊平川緑地(米里地区)の維持管理を平成22年度からこの団体に行わせており、平成25年度は、その維持管理に要する管理費用として1億4,685万円を支出している。

### 平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
川下公園・北郷公園・もつき公園・豊平川緑地(米里地区)	146,850,000	17,777,902	環境局みどりの推進部 白石区土木部
合計	146,850,000	17,777,902	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

#### (7) 稲積公園グループ

この団体は、手稲稲積公園、北発寒公園及び前田公園を管理する指定管理者となることを目的として設立されたものである。

札幌市は、公の施設である手稲稲積公園及び北発寒公園の維持管理を平成18年度からこの団体に行わせており、平成22年度からは、これに前田公園を追加し、平成25年度はその維持管理に要する管理費用として3,860万円を支出している。

### 平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
手稲稲積公園 北発寒公園・前田公園	38,605,000	52,989,575	環境局みどりの推進部 手稲区土木部
合計	38,605,000	52,989,575	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(8) 北のふるさとNグループ

この団体は、美香保公園・伏古公園・丘珠空港緑地を管理する指定管理者となることを目的として、平成22年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である美香保公園・伏古公園・丘珠空港緑地の維持管理を平成23年度からこの団体に行わせており、平成25年度は、その維持管理に要する管理費用として5,083万円を支出している。

平成25年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
美香保公園・伏古公園・丘珠空港緑地	50,838,000	9,962,000	東区土木部
合計	50,838,000	9,962,000	

(注) 指定管理期間は平成23年度から平成26年度までである。

3 財政援助団体監査

(1) 公益財団法人札幌市芸術文化財団

法人の概要は、1(2)参照

補助金の内容

(単位 円)

区分	補助金額	所管部局
札幌美術展事業補助金	2,850,000	観光文化局 文化部
Kitaraファーストコンサート事業補助金	20,959,000	
さっぽろアートステージ事業補助金	760,000	
子どもの美術体験事業「ハロー！ミュージアム」事業補助金	9,476,000	
能楽振興事業補助金	2,256,000	
合計	36,301,000	

(2) 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

法人の概要は、2(2)参照

補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
社協運営事業		206,697,000	保健福祉局 総務部
3団体再編統合に係る事務等整備事業		5,829,000	
地域福祉推進事業(人件費)		77,786,000	
民児協支援事業(人件費)		11,206,000	
福祉除雪事業(人件費)		23,072,000	
地域の見守り体制啓発事業		933,000	
福祉除雪事業		85,571,000	
ハーティーウィーク事業		306,000	
日常生活自立支援事業		51,951,000	
法人後見事業		4,000,000	
市民後見人調査研究事業		570,000	
福祉サービス苦情相談事業		456,000	
生活福祉相談支援事業(人件費)		60,628,000	
要保護世帯等援護事業		830,000	
ボランティア振興事業		37,218,000	
地域支え合い有償ボランティア事業		19,788,000	
あったか応援資金事業		13,800,000	
高齢者福祉バス事業		25,061,000	保健福祉局 高齢保健福祉部
障がい者講師等派遣事業		1,200,000	保健福祉局 障がい保健福祉部
合	計	626,902,000	

(3) 一般社団法人札幌市医師会

法人の概要は、2(3)参照

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
子ども医療費助成事業及び高確法による特定健診等の事業補助	10,360,000	保健福祉局 保険医療部
地域医療室推進事業補助	5,153,000	保健福祉局 保健所
健康増進法に基づく保健事業補助	6,480,000	
札幌市乳がん検診マンモグラフィ講習会開催事業補助	3,400,000	
札幌市乳がん検診マンモグラフィ研修会開催事業補助	1,600,000	
休日救急当番制度運営事業補助	28,899,000	
土曜午後救急当番制度運営事業補助	6,466,000	
二次救急医療機関制度運営事業補助	197,439,000	
救急告示医療機関制度運営事業補助	41,838,000	
眼科救急医療機関制度運営事業補助	1,000,000	
産婦人科二次救急医療機関の制度運営事業補助	76,263,000	
災害時医療救護活動研修に係る補助	2,187,000	
災害時医療救護活動連絡体制に係る補助	600,000	
合 計	381,685,000	